

公立小野町地方総合病院の 新たな建設場所が決まりました

公立小野町地方総合病院の新たな建設場所が、町有地である旧日本たばこ産業株式会社跡地に決まりました。

広報「おのまち」5月号でもお知らせしましたが、同病院は、東日本大震災で被災した旧館を新築するため、公益財団法人ヤマト福祉財団からの助成を受け、建設計画を検討してきました。しかし現在地での建て替えには、工事期間中診療に不都合が生じることや、限られた敷地内では、工事期間が延びてしまうことなどから新たな場所に建設することとなったものです。

新病院は平成27年春の開院を目指しており、診療科目も内科や外科、婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、リウマチ科、麻酔科、皮膚科と現在の診療科目が維持されます。



△新たな建設場所となる旧日本たばこ産業株式会社跡地

▽現在の公立小野町地方総合病院



国民年金 コーナー

後納制度が
始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし保険料を納めていない期間がある場合や資格取得などの届出の忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来受け取れる年金額が少なくなってしまうたり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります（保険料納付や免除などの期間の合計が25年（300月）未満の場合）。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民

年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる「後納制度」が始まります。

「後納制度」では、平成14年10月以降の納められなかった保険料を納めることができます。

※すでに老齢基礎年金受給権をお持ちの方は、納めることができませので、ご注意ください。

なお後納保険料を納付するために事前申請をして審査をさせていただくことになります。

※審査の結果によって、後納制度での納付をご利用いただけない場合があります。

（注）後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生活課

☎72-6933